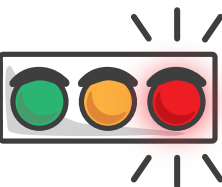


長引くせきは



赤信号

結核は過去の病気ではありません



東京都

R30

古紙配合率80%再生紙を使用しています

目次

長引くせきは要注意	1
「感染」と「発病」は違います	2
感染しただけでは人にうつしません	3
結核の治療 ～長期服薬が基本です～	4
結核の治療 ～複数の薬を飲みます～	5
接触者の健康診断について	6
心配なときは保健所へ	7
偏見のない社会づくり	8



長引くせきは要注意

現在、全国で年間約10,000人、東京都で約1,200人が新たに結核と診断されています。結核は過去の病気ではありません。

結核の症状は、せき、たん、発熱などで始まり、時にたんに血が混じる、食欲が減る、体重が減る、寝汗をかいている等の症状がみられます。**2週間以上せきが続く場合は、病院や診療所等の医療機関を受診しましょう。**

また、結核は症状が出ない場合もあります。**職場や区市町村で行われる健康診断（胸部エックス線検査）を年に1回は受けましょう。**

※特に高齢者の場合は、せきやたんの症状が出ないことがあります。食欲低下や倦怠感など、せきやたん以外の症状にも注意し、定期的な健康診断を受けることが大切です。



★医療機関では、
たんの検査（菌検査）、
胸部エックス線検査
等が行われます。

「感染」と「発病」は違います

結核は患者のせきやくしゃみなどに含まれる結核菌が、しぶきと一緒に空気中に飛び散り、それを周りの人が吸い込むことでうつります。結核菌を吸い込んでも、免疫力により結核菌の多くは鼻やのどで死滅しますが、肺の奥まで届き定着することがあります。この状態を「感染」といいます。

感染しても人間の体は免疫機能によって結核菌の活動を抑え込んでいますが、免疫機能が低下すると、結核菌が体内で増えて病気を引き起こします。この状態を「発病」といい、感染した人の1割から2割が発病するといわれています。発病するのは感染してから6か月から2年の間が多いですが、何十年も経ってから発病することもあります。



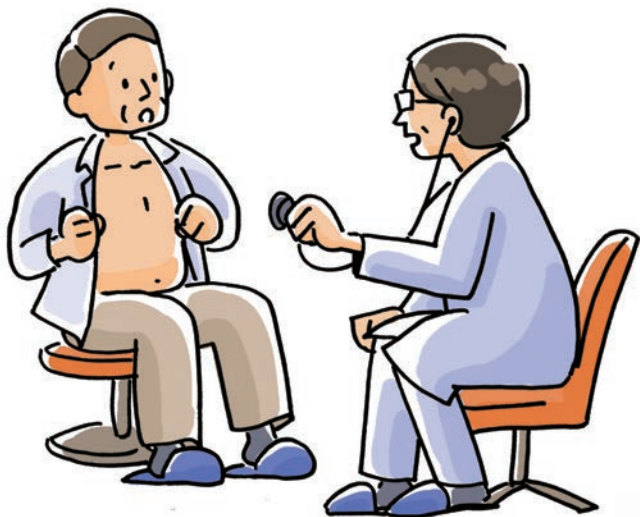
発病は10人に1~2人

感染しただけでは人にうつしません

結核菌に感染しても、発病していなければ、ほかの人にうつすことはありません。発病の初期はせきやたんの中に結核菌が含まれませんが、進行に伴ってせきやたんの中に結核菌が含まれるようになると、周囲の人にうつる可能性があります。

ただし、適切な治療を行えば、2週間程度でほかの人に感染させるおそれは、ほぼなくなります。



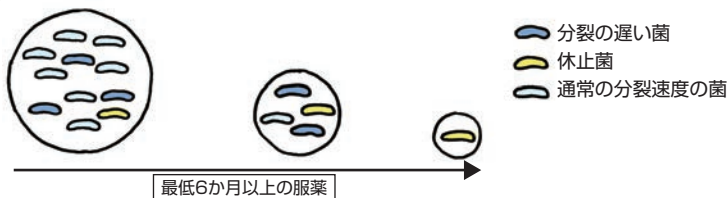


結核の治療～長期服薬が基本です～

もし結核と診断されたら、服薬による治療が必要となります。

結核の薬は結核菌が分裂している時しか、殺菌作用がありません。

結核菌の分裂速度は、早いもので15時間に1回で、さらに分裂が遅い菌や分裂を休止している菌もあるため、再発をできる限り抑えるために、最低6か月以上の服薬が必要です。必要な服薬期間は病状や経過により6か月から1年以上となることもあります。

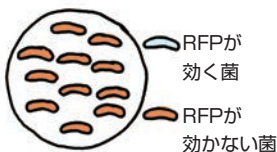
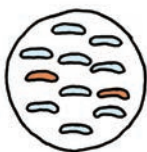


結核の治療～複数の薬を飲みます～

結核の標準的な治療では、INH（イソニアジド）とRFP（リファンピシン）など、3～4種類の薬を毎日内服します。

結核菌には、ごくわずかな数の耐性菌（薬が効かない菌）が、自然に存在するといわれています。1種類の薬のみで治療を行うと、最初は菌が減りますが、しばらくすると耐性菌だけが増えてしまい、その薬が効かなくなってしまう。そのため、結核の治療は、複数の薬を使うことが大原則となっています。

例えば
RFPだけの
治療を続けると



★服薬を続けるために
薬について心配なこ
とはすぐ医師等に相
談しましょう。



接触者の 健康診断について

保健所は、結核を発病している人や感染している人を早期に発見するために、患者さんの家族や身近な人を対象に接触者の健康診断を行います。患者さんの病状や周囲の人の年齢、接触の程度により感染の可能性の程度が変わりますので状況に応じて実施します。

健康診断の結果、まだ発病していないが結核に感染していたとき（潜在性結核感染症）は、発病予防の薬を飲む場合があります。

心配なときは保健所へ

結核と診断されたら、、、

- 1 診断した医師は、法律に基づき直ちに保健所に届出を行います。
- 2 保健所では届出を受理すると、職員が訪問や面接を行い、結核の療養や公費負担制度などについて説明します。
- 3 患者さんの身近な方たちへの健康診断を、保健所が行うことがあります。

患者さんの結核に感染性がある場合、周囲の方が感染していることも考えられます。また、周りに結核の方がいて、その方から感染を受けたということも考えられます。

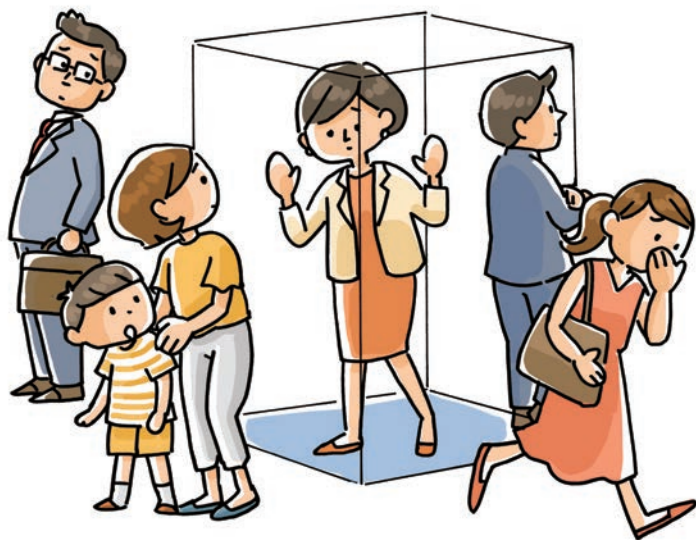
結核について心配なことがあれば、住所地を管轄する保健所にご相談ください。



偏見のない社会づくり

感染していても発病していない人や、きちんと治療をしている人から、ほかの人に感染することはありません。発病した人も、薬を確実に飲んでいれば、感染性（ほかの人に感染するおそれ）は2週間程度でほとんどなくなります。

また、家族が結核でも本人が健康であれば、本人からほかの人に感染することはありません。



患者さんが、学校や職場等に戻ってきたときは、温かく迎えてください。私たち一人ひとりが、結核についての正しい知識を持ち、安心して治療ができるように支えていきましょう。

保健所一覧

(令和6年8月現在)

●東京都保健所

保健所名	管轄区域	電話番号
西多摩	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町	0428-22-6141
南多摩	日野市 多摩市 稲城市	042-371-7661
多摩立川	立川市 昭島市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市	042-524-5171
多摩府中	武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 狛江市	042-362-2334
多摩小平	小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市	042-450-3111
島しょ	島しょ全域	03-5324-6532

●中核市・政令市保健所

市	管轄保健所名	電話番号
八王子市	八王子市	042-645-5111
町田市	町田市	042-722-0626

●特別区保健所

区	管轄保健所名	電話番号	区	管轄保健所名	電話番号
千代田区	千代田	03-5211-8161	豊島区	池袋	03-3987-4182
中央区	中央区	03-3541-5988	北区	北区	03-3919-3102
港区	みなと	03-6400-0081	荒川区	荒川区	03-3802-3111
新宿区	新宿区	03-5273-3859	板橋区	板橋区	03-3579-2321
文京区	文京	03-5803-1962	練馬区	練馬区	03-5984-4671
台東区	台東	03-3847-9476	足立区	足立	03-3880-5372
墨田区	墨田区	03-5608-6191	葛飾区	葛飾区	03-3602-1331
江東区	江東区	03-3647-5879	江戸川区	江戸川	03-5661-2476
品川区	品川区	03-5742-9153			
目黒区	目黒区	03-5722-9896			
大田区	大田区	03-4446-2643			
世田谷区	世田谷	03-5432-2441			
渋谷区	渋谷区	03-3463-1211			
中野区	中野区	03-3382-6500			
杉並区	杉並	03-3391-1025			

長引くせきは赤信号

令和6年9月発行

登録番号(6)102

編集／東京都健康安全研究センター企画調整部
健康危機管理情報課

東京都新宿区百人町三丁目24番1号

電話 03 (3363) 3213

発行／東京都保健医療局感染症対策部防疫課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03 (5320) 4483

印刷所／スピックバンスター株式会社

東京都文京区関口一丁目47番12号

電話 03 (3260) 8151



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

自然環境保護のため
植物油インキを使用しています。

